商工じょうえつ
企業を育て、地域を伸ばす、上越商工会議所。

さくら

2021
3月
Vol.257

［特　　集］会員景況調査結果報告
［お知らせ］大雪に関する緊急調査結果

CAMPAIGN
新会員ご紹介キャンペーン中



「幼少の謙信公が学んだ林泉寺山門」
撮影者／保坂勘作（上越市在住）
撮影地／上越市中門前

上越の偉人たち、ゆかりの地を訪ねて

上杉 謙信（うえすぎ けんしん）
（1530年～1578年）

林泉寺で上杉謙信は名僧・天室光育（てんしつこういく）の厳しい教えのもと、7～14歳までを過ごしました。
戦国の武将の中でも教養が高く、信仰心が厚い謙信公の素養はこの時期に培われたといわれています。
（上越観光コンベンション協会　ホームページより抜粋）

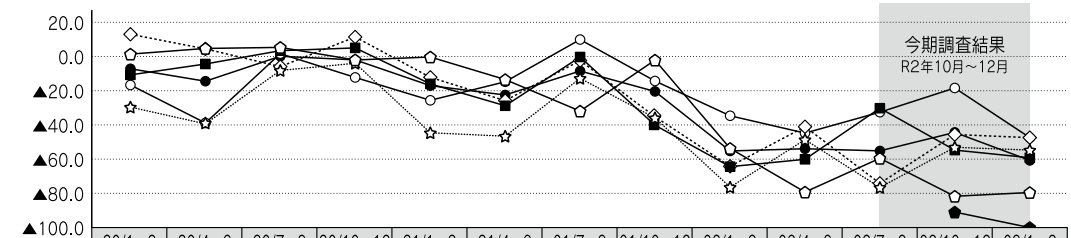
会員景況調査結果報告

【令和2年10月～12月実績・令和3年1月～3月見通し】

01 業種別売上DIの推移

全体としては、前回調査から10.8ポイントの改善し、売上DI値は▲44.2ポイントとなった。
建設業、製造業、小売業は改善したが、卸売業とサービス業は悪化した。
来期については、横這い、もしくは悪化する見通しとなっている。

建設業は14.2ポイント、製造業では28.6ポイント、小売業では23.6ポイントの改善となった。
卸売業は24.5ポイント、サービス業は22.2ポイントの悪化となった。



	30/1~3	30/4~6	30/7~9	30/10~12	31/1~3	31/4~6	01/7~9	01/10~12	02/1~3	02/4~6	02/7~9	02/10~12	03/1~3
全体	▲6.9	▲14.2	0.4	▲1.7	▲16.8	▲22.3	▲8.2	▲20.2	▲55.1	▲53.8	▲55.0	▲44.2	▲60.6
建設業	▲16.4	▲38.7	1.9	▲12.0	▲25.4	▲14.5	10.2	▲14.1	▲34.5	▲44.6	▲32.4	▲18.2	▲47.3
製造業	13.3	4.7	▲5.7	11.7	▲11.9	▲25.6	▲2.1	▲35.0	▲64.1	▲40.9	▲74.1	▲45.5	▲47.3
卸売業	▲10.5	▲4.1	3.7	5.3	▲15.8	▲28.6	0.0	▲40.0	▲64.3	▲60.0	▲30.0	▲54.5	▲59.1
小売業	▲29.4	▲39.2	▲7.9	▲3.7	▲44.4	▲46.4	▲12.5	▲35.7	▲76.3	▲48.5	▲76.5	▲52.9	▲54.5
サービス業	1.7	5.0	5.6	▲1.8	0.0	▲13.2	▲31.7	▲1.9	▲53.6	▲79.2	▲59.4	▲81.6	▲79.4
飲食・宿泊業												▲90.9	▲100.0

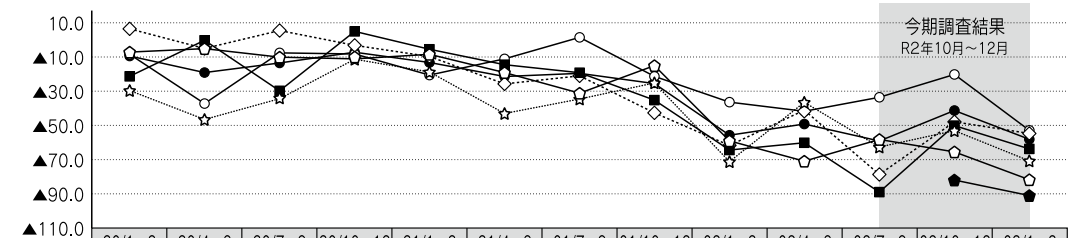
・建設業は、除雪や官公需需要が増加したと回答した事業所が多いことから売上DI値が回復した。
・製造業は、飲料、食料品、部品加工で若干悪化であったが、機械器具、素材で改善し、全体で改善した。
・卸売業は、機械器具では改善したが、飲料、食料品が悪化し、全体で悪化した。
・小売業は、衣服、身の回り品で悪化したが、自動車、燃料で改善し、全体で改善した。
・サービス業は、飲食業、旅客運送業等で悪化となり、全体として悪化した。
・飲食・宿泊業はほぼ全ての事業所で悪化となり、次期についても悪化する見込みとなっている。

【参考】
全国……▲26.1
新潟県……▲28.6
上越信金…▲42.2

02 業種別採算（利益ベース）DIの推移

全体としては17.8ポイント改善し、採算DI値は▲41.2ポイントであった。
建設業、製造業、卸売業、小売業は改善し、サービス業は悪化した。
来期については、全業種において悪化すると見込んでいる。

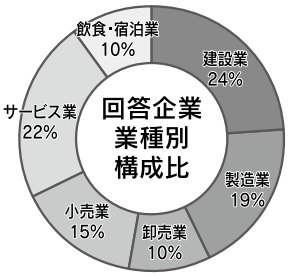
建設業は13.3ポイント、小売業は9.6ポイント改善し、製造業は30.9ポイント、卸売業は38.9ポイントの大幅な改善となった。サービス業は7.2ポイント悪化した。

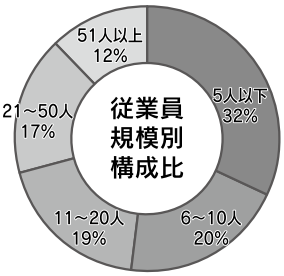


	30/1~3	30/4~6	30/7~9	30/10~12	31/1~3	31/4~6	01/7~9	01/10~12	02/1~3	02/4~6	02/7~9	02/10~12	03/1~3
全体	▲9.2	▲18.9	▲13.3	▲7.0	▲13.0	▲21.2	▲19.4	▲25.4	▲55.6	▲49.0	▲59.0	▲41.2	▲58.0
建設業	▲8.2	▲37.1	▲7.4	▲8.0	▲20.3	▲10.9	1.7	▲21.1	▲36.2	▲41.5	▲33.3	▲20.0	▲52.7
製造業	6.7	▲4.8	5.7	▲3.0	▲9.5	▲25.6	▲20.8	▲42.5	▲61.5	▲40.9	▲78.6	▲47.7	▲54.5
卸売業	▲21.1	0.0	▲29.6	5.2	▲5.3	▲14.3	▲19.0	▲35.0	▲64.3	▲60.0	▲88.9	▲50.0	▲63.6
小売業	▲29.4	▲46.4	▲34.2	▲11.1	▲18.5	▲42.9	▲34.4	▲25.0	▲71.1	▲36.4	▲62.5	▲52.9	▲70.6
サービス業	▲6.9	▲4.9	▲9.9	▲10.9	▲8.2	▲18.9	▲31.0	▲14.8	▲58.9	▲70.8	▲58.1	▲65.3	▲81.6
飲食・宿泊業												▲81.8	▲90.9

・建設業は、売上が改善し、採算DI値が13.3ポイント改善した。
・製造業は、売上が改善し、採算DI値が30.9ポイント改善した。
・卸売業は、売上DI値では悪化したが、経費削減等により、採算DI値は38.9ポイント改善した。
・小売業は、売上の改善と売上原価の見直しにより、採算DI値が9.6ポイント改善した。
・サービス業は、売上DI値の悪化と売上原価の高騰により、採算DI値が7.2ポイント悪化した。
・飲食・宿泊業は売上の減少と経費負担の増加で採算が悪化している、と回答した事業所が大半を占めた。

◎調査期間：令和３年1月22日～2月5日
◎調査方法：郵送による調査用紙の配布
　　ＦＡＸ・郵送による調査用紙回収
◎調査対象：上越商工会議所会員企業中　700社
◎回 答 数：　226件（回収率32.3%）

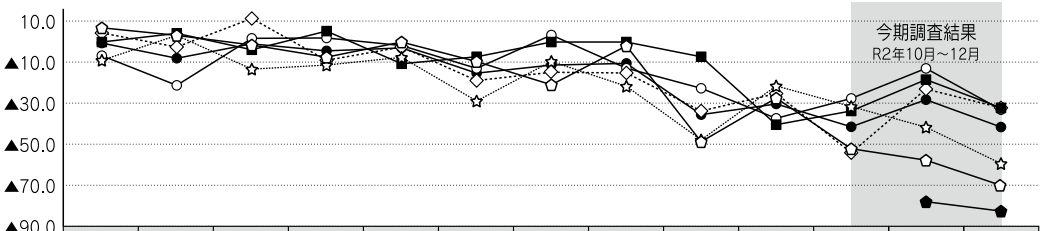




⑶ 業種別資金繰りDIの推移

全体としては13.1ポイント改善し、資金繰りDI値は▲27.9ポイントとなった。
建設業、製造業、卸売業は改善したが、小売業、サービス業は悪化した。
来期については全業種で悪化する見込みとなっている。

建設業14.6ポイント、製造業で30.9ポイント、卸売業は15.1ポイント改善した。
小売業は9.9ポイント、サービス業は5.5ポイント悪化した。

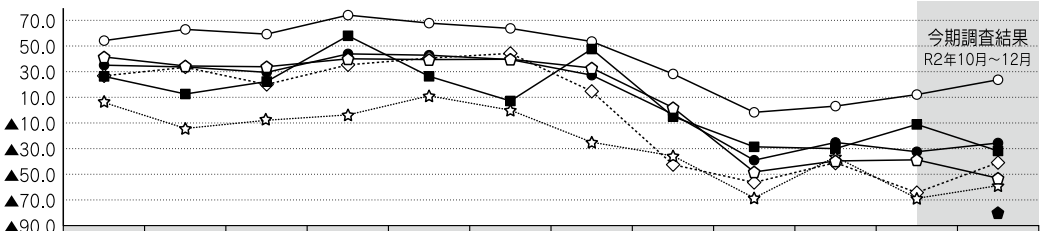


	30/1~3	30/4~6	30/7~9	30/10~12	31/1~3	31/4~6	01/7~9	01/10~12	02/1~3	02/4~6	02/7~9	02/10~12	03/1~3
全体	▲0.5	▲7.8	▲0.9	▲4.3	▲2.9	▲15.0	▲11.1	▲10.3	▲35.1	▲30.0	▲41.0	▲27.9	▲41.2
建設業	▲6.6	▲21.0	1.8	2.0	▲1.7	▲12.7	3.4	▲12.7	▲22.4	▲36.9	▲27.3	▲12.7	▲32.7
製造業	4.4	▲2.4	11.4	▲8.8	▲2.4	▲18.6	▲14.6	▲15.0	▲33.3	▲25.0	▲53.6	▲22.7	▲31.8
卸売業	0.0	4.2	▲3.7	5.3	▲10.5	▲7.1	0.0	0.0	▲7.1	▲40.0	▲33.3	▲18.2	▲31.8
小売業	▲8.8	3.2	▲13.1	▲11.1	▲7.4	▲28.6	▲9.4	▲21.4	▲47.4	▲21.2	▲31.3	▲41.2	▲58.8
サービス業	6.9	3.2	▲1.4	▲7.3	0.0	▲9.4	▲20.7	▲1.9	▲48.2	▲27.1	▲51.6	▲57.1	▲69.4
飲食・宿泊業												▲77.3	▲81.8

・建設業は、売上と採算の改善で、資金繰りDI値が14.6ポイント改善した。
・製造業は、売上と採算の改善で、資金繰りDI値が30.9ポイント改善した。
・卸売業は、売上は悪化したが、経費削減等により採算値が改善し、資金繰りDI値も15.1ポイント改善した。
・小売業は、売上と採算は改善したが、経費関連の増加により、資金繰りDI値が9.9ポイント悪化した。
・サービス業は、売上DI値と採算DI値が悪化し、資金繰りDI値も5.5ポイント悪化した。
・飲食・宿泊業は、売上の減少と経費負担の増加で採算が悪化し、資金繰りDI値も低い結果となった。

⑷ 業種別雇用・求人状況DIの推移

建設業は、高い値となった。
新型コロナウイルス感染症の影響で、小売業、サービス業でマイナスの値が大きい。
特に、飲食、宿泊業はマイナスの値が非常に大きい。

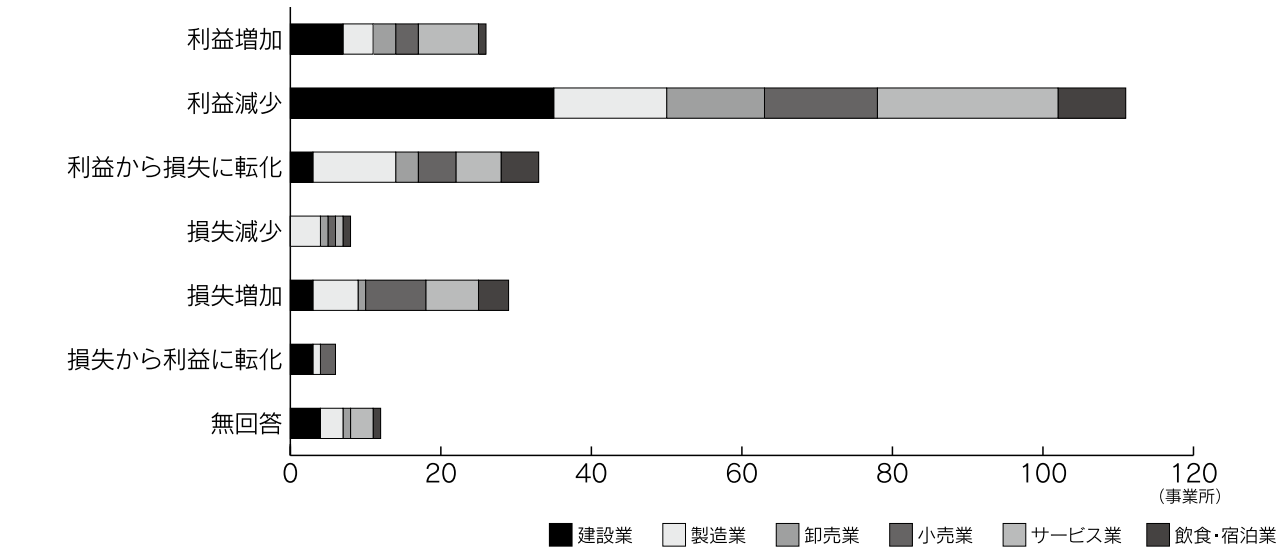


	30/1~3	30/4~6	30/7~9	30/10~12	31/1~3	31/4~6	01/7~9	01/10~12	02/1~3	02/4~6	02/7~9	02/10~12
全体	35.0	33.6	29.4	43.8	42.8	39.4	27.2	▲3.3	▲39.0	▲25.2	▲32.5	▲25.7
建設業	54.1	62.9	59.2	74.0	67.8	63.6	53.4	28.2	▲1.7	3.1	12.1	23.6
製造業	26.7	33.3	20.0	35.3	40.5	44.2	14.6	▲42.5	▲56.4	▲40.9	▲64.3	▲40.9
卸売業	26.3	12.5	22.2	57.9	26.3	7.1	47.6	▲5.0	▲28.6	▲30.0	▲11.1	▲31.8
小売業	5.9	▲14.3	▲7.9	▲3.7	11.1	0.0	▲25.0	▲35.7	▲68.4	▲36.4	▲68.8	▲58.8
サービス業	41.4	34.4	33.8	40.0	39.3	39.6	32.8	1.9	▲48.2	▲39.6	▲38.7	▲53.1
飲食・宿泊業												▲81.8

利益・損失の割合はどのように変化しましたか

	建設業	製造業	卸売業	小売業	サービス業	飲食・宿泊業	合　計
利益増加	7	4	3	3	8	1	26
利益減少	35	15	13	15	24	9	111
利益から損失に転化	3	11	3	5	6	5	33
損失減少	0	4	1	1	1	1	8
損失増加	3	6	1	8	7	4	29
損失から利益に転化	3	1	0	2	0	0	6
無回答	4	3	1	0	3	1	12

■利益・損失の割合はどのように変化しましたか



新規採用者のうち離職者の割合について

◎高校卒

	建設業		製造業		卸売業		小売業		サービス業		飲食・宿泊業		合　計	
採用人数	153	割合(%)	170	割合(%)	41	割合(%)	27	割合(%)	58	割合(%)	9	割合(%)	458	割合(%)
1年未満 離職者数	8	5.2%	17	10.0%	3	7.3%	8	29.6%	6	10.3%	3	33.3%	45	9.8%
3年未満 離職者数	13	8.5%	24	14.1%	3	7.3%	8	29.6%	13	22.4%	2	22.2%	63	13.8%
5年未満 離職者数	1	0.7%	7	4.1%	7	17.1%	5	18.5%	4	6.9%	1	11.1%	25	5.5%
現在在職者数	131	85.6%	122	71.8%	28	68.3%	6	22.2%	35	60.3%	3	33.3%	325	71.0%

◎専門学校・短期大学卒

	建設業		製造業		卸売業		小売業		サービス業		飲食・宿泊業		合　計	
採用人数	21	割合(%)	48	割合(%)	12	割合(%)	7	割合(%)	27	割合(%)	2	割合(%)	117	割合(%)
1年未満 離職者数	1	4.8%	3	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.7%	0	0.0%	5	4.3%
3年未満 離職者数	2	9.5%	2	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	3	11.1%	0	0.0%	7	6.0%
5年未満 離職者数	2	9.5%	2	4.2%	0	0.0%	1	14.3%	2	7.4%	0	0.0%	7	6.0%
現在在職者数	16	76.2%	41	85.4%	12	100.0%	6	85.7%	21	77.8%	2	100.0%	98	83.8%

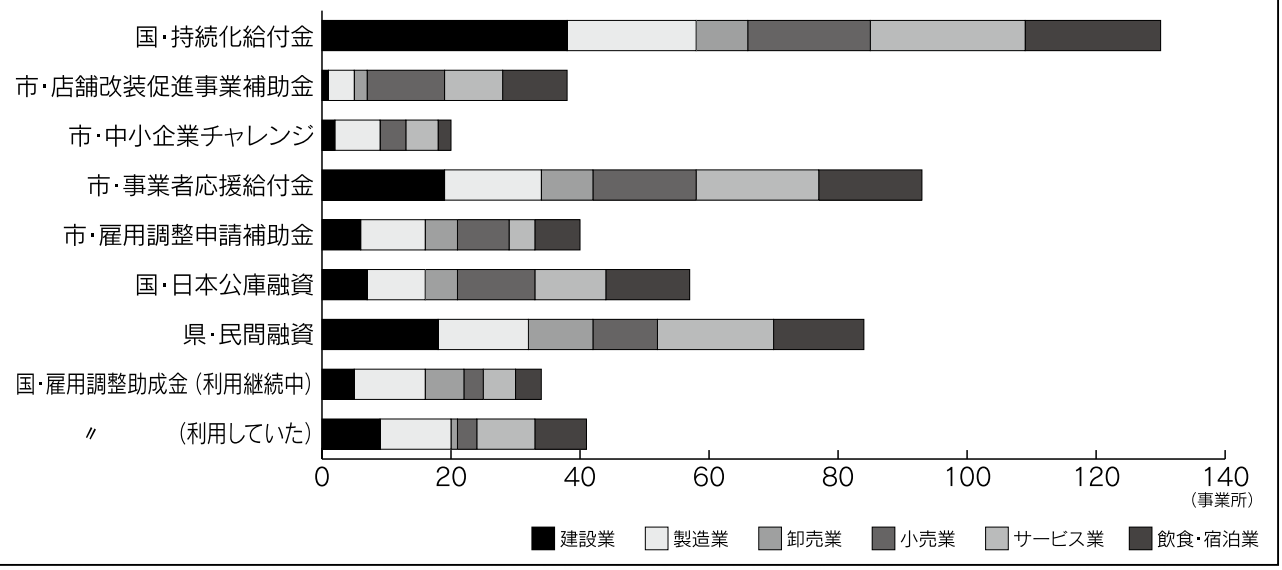
◎4年制大学卒

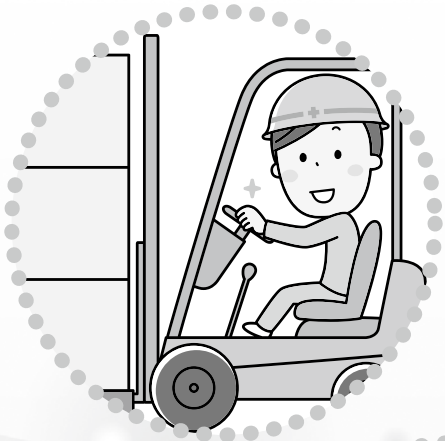
	建設業		製造業		卸売業		小売業		サービス業		飲食・宿泊業		合　計	
採用人数	28	割合(%)	62	割合(%)	23	割合(%)	4	割合(%)	40	割合(%)	0	割合(%)	157	割合(%)
1年未満 離職者数	3	10.7%	5	8.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	9	7.7%
3年未満 離職者数	5	17.9%	4	6.5%	4	17.4%	1	25.0%	6	15.0%	0	0.0%	20	17.1%
5年未満 離職者数	1	3.6%	4	6.5%	2	8.7%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	8	6.8%
現在在職者数	19	67.9%	49	79.0%	17	73.9%	3	75.0%	32	80.0%	0	0.0%	120	102.6%

どのような支援策を利用しましたか

	建設業	製造業	卸売業	小売業	サービス業	飲食・宿泊業	合　計
国・持続化給付金	38	20	8	19	24	21	130
市・店舗改装促進事業補助金	1	4	2	12	9	10	38
市・中小企業チャレンジ	2	7	0	4	5	2	20
市・事業者応援給付金	19	15	8	16	19	16	93
市・雇用調整申請補助金	6	10	5	8	4	7	40
国・日本公庫融資	7	9	5	12	11	13	57
県・民間融資	18	14	10	10	18	14	84
国・雇用調整助成金（利用継続中）	5	11	6	3	5	4	34
〃　（利用していた）	9	11	1	3	9	8	41

■利用した施策について











大雪に関する緊急調査結果

令和2年末からの大雪及び3年1月7日からの大雪の影響が各業種に及んでおり調査を行った。

調査期間　令和3年1月22日～2月5日

調査方法　郵送による調査用紙の配布、FAX・郵送による調査用紙回収

調査対象　上越商工会議所全会員約2,030社

回答数　176社（調査対象の8.67%）

質問1　社屋・機械・設備、車両などに被害はありましたか

業　種	建設業		製造業		卸売業		小売業		サービス業		飲食・宿泊業		輸送業		その他		合　計	
合計	43	割合(%)	23	割合(%)	14	割合(%)	24	割合(%)	46	割合(%)	13	割合(%)	3	割合(%)	10	割合(%)	176	割合(%)
被害あり	31	72.1	15	65.2	10	71.4	16	66.7	31	67.4	6	46.2	3	100.0	8	80.0	120	68.2
被害なし	12	27.9	8	34.8	4	28.6	8	33.3	15	32.6	7	53.8	0	0.0	2	20.0	56	31.8

【被害額内訳】

業　種	建設業		製造業		卸売業		小売業		サービス業		飲食・宿泊業		輸送業		その他		合　計	
合計	31	割合(%)	15	割合(%)	10	割合(%)	16	割合(%)	31	割合(%)	6	割合(%)	3	割合(%)	8	割合(%)	120	割合(%)
10万円未満	8	25.8	4	26.7	2	20.0	5	31.3	10	32.3	1	16.7	0	0.0	3	37.5	33	27.5
50万円未満	7	22.6	3	20.0	2	20.0	6	37.5	9	90.0	1	16.7	1	33.3	1	12.5	30	25.0
100万円未満	6	19.4	3	20.0	0	0.0	0	0.0	3	33.3	0	0.0	0	0.0	1	12.5	13	10.8
200万円未満	4	12.9	0	0.0	5	50.0	2	12.5	3	100.0	1	16.7	0	0.0	0	0.0	15	12.5
500万円未満	2	6.5	0	0.0	0	0.0	1	6.3	1	3.2	1	16.7	0	0.0	1	12.5	6	5.0
500万円以上	0	0.0	1	6.7	0	0.0	1	6.3	0	0.0	0	0.0	1	33.3	0	0.0	3	2.5
不明	4	12.9	4	26.7	1	10.0	1	6.3	5	16.1	2	33.3	1	33.3	2	25.0	20	16.7

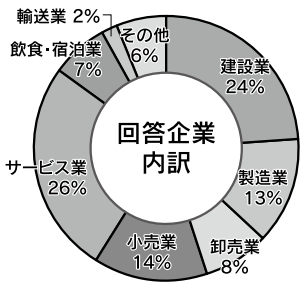
質問2　除排雪や雪下し等の経費が増加した影響はありましたか

業　種	建設業		製造業		卸売業		小売業		サービス業		飲食・宿泊業		輸送業		その他		合　計	
合計	43	割合(%)	23	割合(%)	14	割合(%)	24	割合(%)	46	割合(%)	13	割合(%)	3	割合(%)	10	割合(%)	176	割合(%)
影響あり	31	72.1	18	78.3	7	50.0	19	79.2	31	67.4	4	30.8	2	66.7	8	80.0	120	68.2
影響なし	12	27.9	5	21.7	7	50.0	5	20.8	15	32.6	9	69.2	1	33.3	2	20.0	56	31.8

【経費増加額内訳】

業　種	建設業		製造業		卸売業		小売業		サービス業		飲食・宿泊業		輸送業		その他		合　計	
合計	31	割合(%)	18	割合(%)	7	割合(%)	19	割合(%)	31	割合(%)	4	割合(%)	2	割合(%)	8	割合(%)	120	割合(%)
10万円未満	5	16.1	5	27.8	1	14.3	9	47.4	7	22.6	2	50.0	0	0.0	1	12.5	30	25.0
50万円未満	16	51.6	1	5.6	4	57.1	5	26.3	16	51.6	2	50.0	0	0.0	3	37.5	47	39.2
100万円未満	1	0.0	2	11.1	1	14.3	2	10.5	2	6.5	0	0.0	1	50.0	1	12.5	10	8.3
200万円未満	1	0.0	2	11.1	0	0.0	0	0.0	2	6.5	0	0.0	1	50.0	1	12.5	7	5.8
300万円未満	1	3.2	1	5.6	1	14.3	1	5.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	3.3
400万円未満	2	6.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	1.7
500万円未満	0	0.0	1	0.1	0	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	12.5	3	2.5
不明	5	16.1	6	33.3	0	0.0	1	5.3	4	12.9	0	0.0	0	0.0	1	0.1	17	14.2

業　種	件　数	割　合
建設業	43	24%
製造業	23	13%
卸売業	14	8%
小売業	24	14%
サービス業	46	26%
飲食・宿泊業	13	7%
輸送業	3	2%
その他	10	6%
合計	176	100%





質問3　売上への影響について

①売上が減少したか

業　種	建設業		製造業		卸売業		小売業		サービス業		飲食・宿泊業		輸送業		その他		合　計	
合計	43	割合(%)	23	割合(%)	14	割合(%)	24	割合(%)	46	割合(%)	13	割合(%)	3	割合(%)	10	割合(%)	176	割合(%)
減少した	19	44.2%	16	69.6%	11	78.6%	18	75.0%	30	65.2%	11	84.6%	1	33.3%	6	60.0%	112	63.6%
減少なし	24	55.8%	7	30.4%	3	21.4%	6	25.0%	16	34.8%	2	15.4%	2	66.7%	4	40.0%	64	36.4%

減少要因	建設業	製造業	卸売業	小売業	サービス業	飲食・宿泊業	輸送業	その他	合　計
臨時休業	0	4	2	6	10	5	0	1	28
営業キャンセル	0	2	1	1	4	0	0	1	9
従業員が出勤不能	12	4	4	3	5	1	0	2	31
工事の中断	2	3	0	0	0	0	0	0	5
客数減少	1	1	0	6	4	4	1	2	19
客先が稼働停止	0	1	1	0	4	0	0	0	6
現場への出動不能	0	0	1	0	1	0	0	0	2
不明	4	1	2	2	2	1	0	0	12

②売上が増加したか

業　種	建設業		製造業		卸売業		小売業		サービス業		飲食・宿泊業		輸送業		その他		合　計	
合計	43	割合(%)	23	割合(%)	14	割合(%)	24	割合(%)	46	割合(%)	13	割合(%)	3	割合(%)	10	割合(%)	176	割合(%)
増加した	15	34.9%	0	0.0%	1	7.1%	3	12.5%	5	10.9%	0	0.0%	2	66.7%	1	10.0%	27	15.3%
増加がなかった	28	65.1%	23	100.0%	13	92.9%	21	87.5%	41	89.1%	13	100.0%	1	33.3%	9	90.0%	149	84.7%

増加要因	建設業	製造業	卸売業	小売業	サービス業	飲食・宿泊業	輸送業	その他	合　計
除排雪の受注増	14	0	0	0	2	0	1	0	17
灯油・軽油、電気等の売上増	1	0	1	1	0	0	0	0	3
自動車損傷による修理受注増	0	0	0	0	2	0	0	0	2
冬用品の売上増	0	0	0	0	1	0	0	0	1
駐車場への長期駐車により売上増	0	0	0	0	0	0	0	1	1
不明	1	0	0	0	0	0	1	0	2
その他	0	0	0	1	0	0	0	1	2

質問4　仕入・調達・納品に関する影響について

業　種	建設業		製造業		卸売業		小売業		サービス業		飲食・宿泊業		輸送業		その他		合　計	
合計	43	割合(%)	23	割合(%)	14	割合(%)	24	割合(%)	46	割合(%)	13	割合(%)	3	割合(%)	10	割合(%)	176	割合(%)
影響あり	12	27.9%	12	52.2%	7	50.0%	6	25.0%	16	34.8%	7	53.8%	0	0.0%	1	10.0%	61	34.7%
影響なし	31	72.1%	11	47.8%	7	50.0%	18	75.0%	30	65.2%	6	46.2%	3	100.0%	9	90.0%	115	65.3%

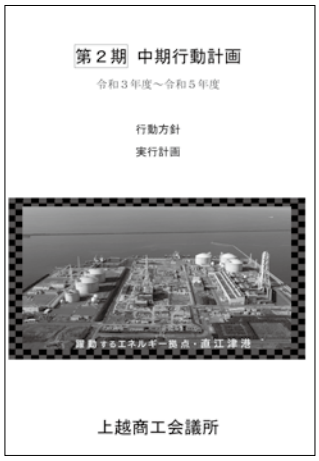


第2期 中期行動計画

政策委員会（委員長：本山秀樹）は、2月8日に第4回政策委員会を行い、当所の第2期・中期行動計画（2021-2023）を髙橋会頭へ答申した。

答申にあたり、本山委員長は、「第2期中期行動計画に新しい3つの重点課題を掲げたが、会議所としてコロナ禍でも変化を恐れない企業力の強化に努めて欲しい。そして、令和5年（2023年）の会議所創立50周年を目指し、髙橋会頭には更なるリーダーシップを発揮して頂きたい」と述べた。

これに対し、髙橋会頭は「第2期は激動の3年間であり、それを予測するには、この行動計画が大事。行動計画に基づいて会議所事業を進めていきたい」と強い意志を示した。







※行動計画は常議員会、議員総会を経て成案となります

総括方針		新型コロナウイルス感染症により新しい日常への対応が必要となるなか、上越商工会議所は中小企業・小規模事業者の一番身近な相談窓口として、地域企業の活力向上に資することに努め、地域経済の発展に貢献します。また、事業の見える化を進めることで、会員による会議所活用の促進へとつなげ、企業の発展を支援します。
テーマ	産業づくり	雇用対策や販路開拓など、会員にとって効果的且つ有用な施策・事業を行い、変化を恐れない企業力の強化によって産業の振興を図ります。
	地域づくり	人口減少社会において、当地域の活力を保つために、観光振興・直江津港振興などを進めながら会員の事業活動を支援し、もつて地域の振興を図ります。
	基盤づくり	会員の力を結集し、組織的な力を発揮する基盤づくりを進めるために、きめ細かな情報発信に努めます。

●テーマごとの取り組み方針と13の重点課題●

産業づくり	①雇用対策	②人材育成	③販路開拓
	④創業支援	⑤事業承継対策	⑥ビジネス変革対策（新）
地域づくり	⑦観光振興	⑧直江津港振興	⑨人口減少対策（新）
基盤づくり	⑩情報発信（新）	⑪会員交流事業	
	⑫部会活動	⑬スケールメリット	

企業の思い切った経営再編を支援! 事業再構築補助金のお知らせ

経済産業省では、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための、企業の思い切った事業再構築を支援するため、「中小企業等事業再構築促進事業」を開始します。

これは、新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編またはこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する補助金となります。

公募が開始された際には、当所Webサイトにてお知らせいたしますので、どうぞご準備ください。

事業概要

※令和3年1月20日時点での概要版となります。詳細は必ずwebサイトか当所までご確認ください。

■対象要件

1. 申請前の**直近6か月間**のうち、**任意の3か月の合計売上高**が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営改革等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で**付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加**の達成。

■補助限度・補助率

	中小・小規模事業者	中堅企業
通常枠	補助額　100万円～6,000万円 補助率　2/3	補助額　100万円～8,000万円 補助率　1/2（4,000万円超は1/3）
卒業枠	補助額　6,000万円超～1億円 補助率　2/3	
グローバルV字回復枠		補助額　8,000万円超～1億円 補助率　1/2

【卒業枠】 事業計画期間内に、組織再編や新規設備投資、グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。400社限定。

【グローバルV字回復枠】 100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。

②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。

③グローバル展開を果たす事業であること。

■補助対象経費例　建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工・設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成・媒体掲載・展示会出展等）など

※補助対象企業の従業員の人件費・旅費は補助対象外です

■公募開始時期・対象業種　未定

■詳細（1/20時点）　下記webサイトをご参照いただくか、当所までお問い合わせください。

《中小企業庁》

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2020/201224yosan.pdf

中小企業庁（PDF）

（本チラシは2020年12月10日現在の情報を基に作成しております）

中小企業向け

令和3年度 税制改正のポイント

速報

M&Aや設備投資等環境変化への対応、事業継続・雇用維持に資する税制が実現！

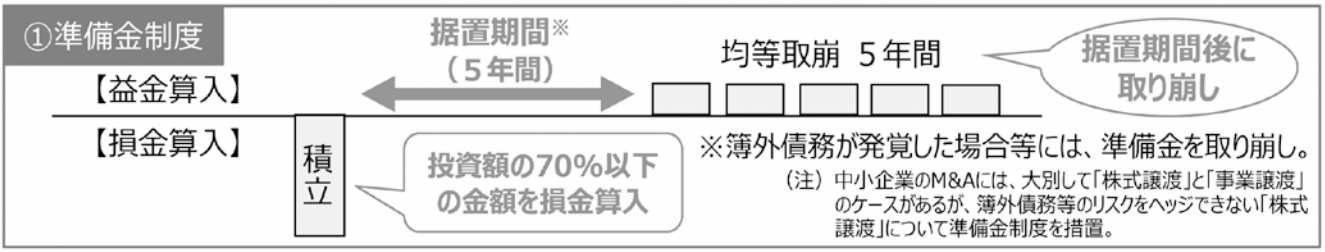
上越商工会議所
日本商工会議所

環境変化への対応を後押しする税制措置

1. 経営資源集約化税制の創設

- M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、国の認定を受けた計画に基づき中小企業がM&Aを実施した場合、下記を認める措置を創設（適用期限３年間）

①準備金制度



※簿外債務が発覚した場合等には、準備金を取り崩し。

（注）中小企業のM&Aには、大別して「株式譲渡」と「事業譲渡」のケースがあるが、簿外債務等のリスクをヘッジできない「株式譲渡」について準備金制度を措置。

②M＆Aの効果を高める設備投資減税
（中小企業経営強化税制の類型追加）

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**

※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

③雇用確保を促す税制
（所得拡大促進税制の上乗せ措置）

給与等支給総額を前年度比2.5%以上引上げた場合、**増加額の25%を税額控除** ※1.5%以上引上げは15%税額控除

2. 中小企業向け設備投資減税の延長（2年間）

設備の種類（価額要件）	機械装置（160万円以上）	ソフトウェア（70万円以上）	器具備品・工具（30万円以上）	建物附属設備（60万円以上）
支援措置 国税	2年延長 【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） ※計画認定手続を柔軟化			
	2年延長 【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用 ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加		【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用 廃止	

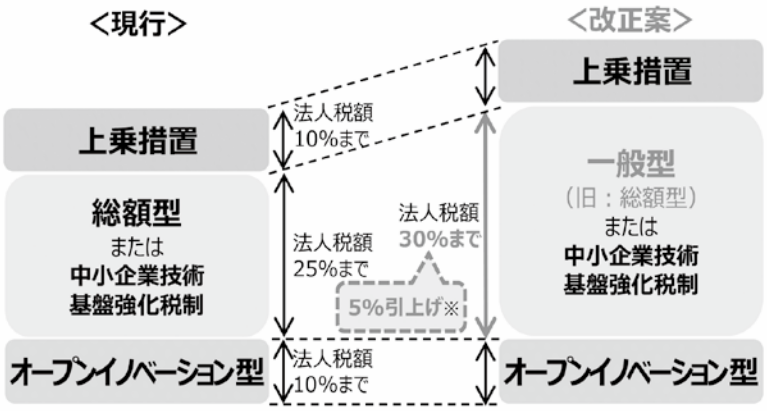
※ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超１億円以下の法人の場合

3. 研究開発税制の延長（2年間）・拡充

- 控除上限を法人税額の最大50%まで引上げ（いわゆる総額型 25%→30%）
- 時限措置である総額型の上乗せ措置を２年間延長するとともに、控除率の増加インセンティブを強化
- クラウドを活用したソフトウェアに関する研究開発を支援対象に追加

※コロナ前と比較し、①売上が2%以上減少しており、②試験研究費を増加させる場合、総額型の控除上限を5%引上げ



4. 地域未来投資促進税制の延長（2年間）・拡充

- 地域経済を牽引する企業の建物等の設備投資について、税額控除または特別償却を適用する措置を２年間延長



- 製造拠点が海外に集中している製品・部素材の製造事業も対象に（サプライチェーン類型の追加）

5. 中小企業防災・減災投資促進税制の延長(2年間)・拡充

- 防災・減災のための設備投資について、特別償却を適用する措置を２年間延長
- 重要設備のかさ上げに用いる架台、停電時の電力供給装置、サーモグラフィを対象設備に追加



無停電電源装置

事業継続・雇用維持に資する税制措置

1．土地に係る固定資産税額の据置措置、商業地等の固定資産税の負担調整措置等の延長（３年間）

- 令和３年度における特例措置として、令和３年度に課税額が上昇する全ての土地の固定資産税等について、令和２年度税額に据置
- あわせて、商業地等に係る固定資産税の負担調整措置・条例減額制度の適用期限を３年間延長

2．中小企業者等の法人税率の軽減の延長（２年間）

- 所得800万円まで法人税率を19%から15%に軽減、適用期限を２年間延長

3．所得拡大促進税制の延長（２年間）・要件簡素化

- 中小企業全体として雇用を守るため、適用要件を「継続雇用者の給与等支給額」から「企業全体の給与等支給額（総額）」へと見直した上で、適用期限を2年間延長

＜現行＞

【通常要件①】
継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上
かつ
【通常要件②】
給与等支給額（総額）が前年度以上
⇒給与等支給総額の増加額の15%を税額控除

【上乗せ要件】
継続雇用者給与等支給額が前年度比で2.5%以上であり、所定の要件（※）を満たすこと
⇒給与等支給総額の増加額の25%を税額控除

＜改正案＞

【通常要件】
給与等支給額（総額）が前年度比で1.5%以上
⇒給与等支給総額の増加額の15%を税額控除

【上乗せ要件】
給与等支給額（総額）が前年度比で2.5%以上であり、所定の要件（※）を満たすこと
⇒給与等支給総額の増加額の25%を税額控除

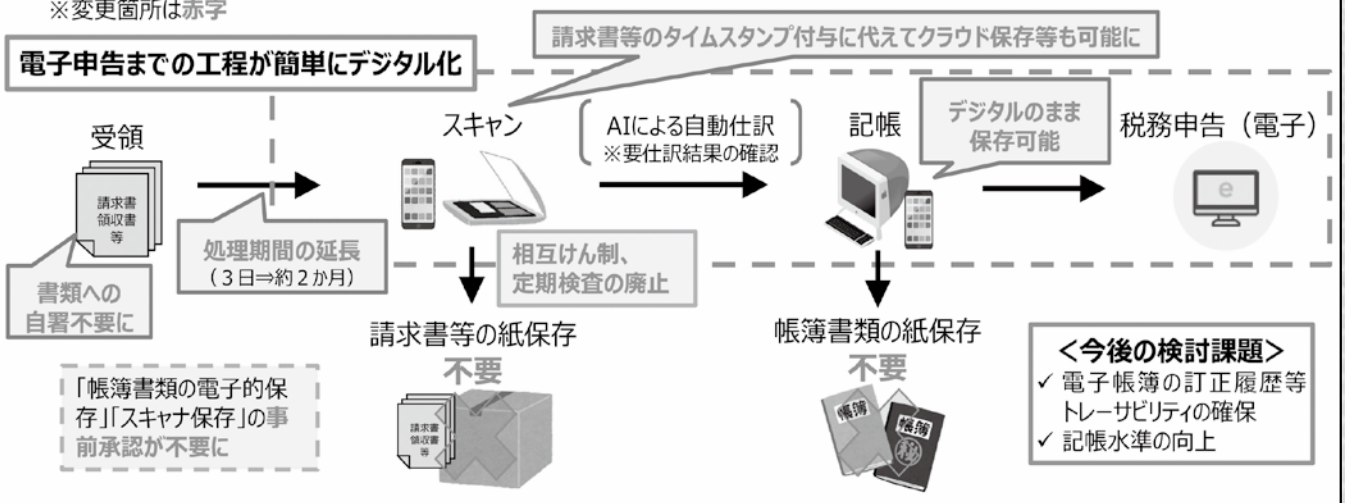
※①②のいずれかを満たすこと。①教育訓練費が対前年度比10%以上増加、②中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており経営力向上が確実になされていること。

デジタル化に対応した納税環境整備

電子帳簿保存法の要件の抜本的緩和

- 帳簿書類の電子的保存手続を簡素化する観点から以下の見直しを行う（令和４年１月１日以後適用）

※変更箇所は赤字



法人版事業承継税制の要件緩和

- 相続時の後継者役員就任要件の緩和（①先代経営者が70歳未満（現行：60歳未満）で死亡した場合、または、②後継者が特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合、役員就任要件は課されない）

「新たな日常」に向けた企業の経営改革を実現する投資促進

- 2050年カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設（50%特別償却／最大10%税額控除）
- DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設（30%特別償却／3%or5%税額控除）
- 経営改革に取り組む企業（資本金１億円超）の欠損金の繰越控除上限の引上げ（上限50%→100%）

中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、今年4月1日からです！

「同一労働同一賃金」対応に向けた準備はできていますか？

同一企業内の正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差をなくし、労働者がどのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、2020年4月に「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されました。2021年4月1日からは中小企業にも適用されます。

そこで今月は、パートタイム・有期雇用労働法における「同一労働同一賃金」について、雇用する側も働く側も知っておきたい基本的なポイントについて紹介します。

◉同一労働同一賃金とは

同一労働同一賃金の導入は、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指すものです。

同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消の取組みを通じて、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにします。

（出典：厚生労働省「同一労働同一賃金特集ページ」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html

「パートタイム・有期雇用労働法」で何が変わった？

パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者などの非正規雇用労働者は、雇用者全体の4割弱を占めています。非正規雇用労働者においては、同じ企業で働く正社員と、職務内容や職務内容・配置の変更の範囲が同じであっても、雇用形態が違うだけで「基本給が低い」、「手当が出ない」など、待遇差が生じていることがあります。

こうした正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差をなくし、労働者がどのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるよう、2020年4月1日に「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されました。

パートタイム・有期雇用労働法で変わった3つのポイント

(1)不合理な待遇差を禁止

同じ企業内において、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間のあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されました。「同一労働同一賃金ガイドライン」において、どのような待遇差が不合理なものに当たるかを例示しています。比較するのは「同じ企業内」の正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者です。同じ業種や職種であっても、他の企業の労働者と比べるものではありません。

◉待遇差が禁止される項目

基本給、賞与（ボーナス）、各種手当（役職手当、食事手当等）、福利厚生（給食施設、休憩室、更衣室、慶弔休暇等）、教育訓練などのあらゆる待遇

基本給

労働者の「①能力・経験」、「②業績・成果」、「③勤続年数」に応じて支給する場合は、①、②、③が同一であれば同一の支給をし、違いがあれば違いに応じた支給をする。

【問題となる例】
能力・経験に応じて基本給を支給している会社において、正社員が有期雇用労働者より多くの経験を有することを理由に、より高い基本給を支給しているが、正社員のこれまでの経験は現在の業務に関連が無い。

【問題とならない例】
業績・成果に応じて基本給を支給している会社において、所定労働時間が正社員の半分の短時間労働者に対し、その販売実績が正社員の販売目標の半分に達した場合には、正社員が販売目標を達した場合の半分を支給している。

賞与（ボーナス）

賞与（ボーナス）であって、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、同一の貢献には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。

【問題となる例】
正社員には職務内容や会社の業績等への貢献等にかかわらず全員に何らかの賞与を支給しているが、短時間労働・有期雇用労働者には支給していない。

通勤手当

短時間労働者・有期雇用労働者にも正社員と同一の支給をしなければならない。

福利厚生施設

正社員と同一の事業所で働く短時間労働者・有期雇用労働者には、正社員と同一の①給食施設、②休憩室、③更衣室の利用を認めなければならない。

(2)待遇に関する説明義務を強化

パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇差の内容や理由について、事業主に説明を求めることができるようになりました。事業主は、パートタイム労働者・有期雇用労働者から求めがあった場合は、説明しなければなりません。この際、説明を求めた労働者に対し、解雇や減給など不利益な取扱いをしてはなりません。

(3)不合理な待遇差等に関する労使間のトラブル解決のため、行政による紛争解決援助制度の利用が可能

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。労働者と事業主の間で不合理な待遇差等に関するトラブルが生じた場合、当事者の一方または双方の申出があれば、簡易・迅速にトラブルを解決する手段として活用することができます。

事業主はどう対応すればいい？

自社の状況が改正の内容に沿ったものか、次に示した手順で確認することができます。もし、不合理な待遇差があった場合は、改善に向けた取組を行いましょう。

《取組の手順》

①労働者の雇用形態を確認する

社内で、パートタイム労働者や有期雇用労働者を雇用しているかチェックします。

②待遇の状況を確認する

パートタイム労働者、有期雇用労働者の区分ごとに、賃金（賞与・手当を含む）や福利厚生などの待遇について、正社員と違いがあるかどうか確認します。

③待遇差がある場合、その理由を確認する

正社員と、パートタイム労働者・有期雇用労働者とで、働き方や役割などが異なるのであれば、それに応じて賃金や福利厚生などの待遇差が生じることはあり得ます。そのため、待遇差が、働き方や役割などの違いに見合った「不合理ではない」ものとなっているかを確認します。なぜ待遇差を設けているのか、待遇ごとに整理してみましょう。

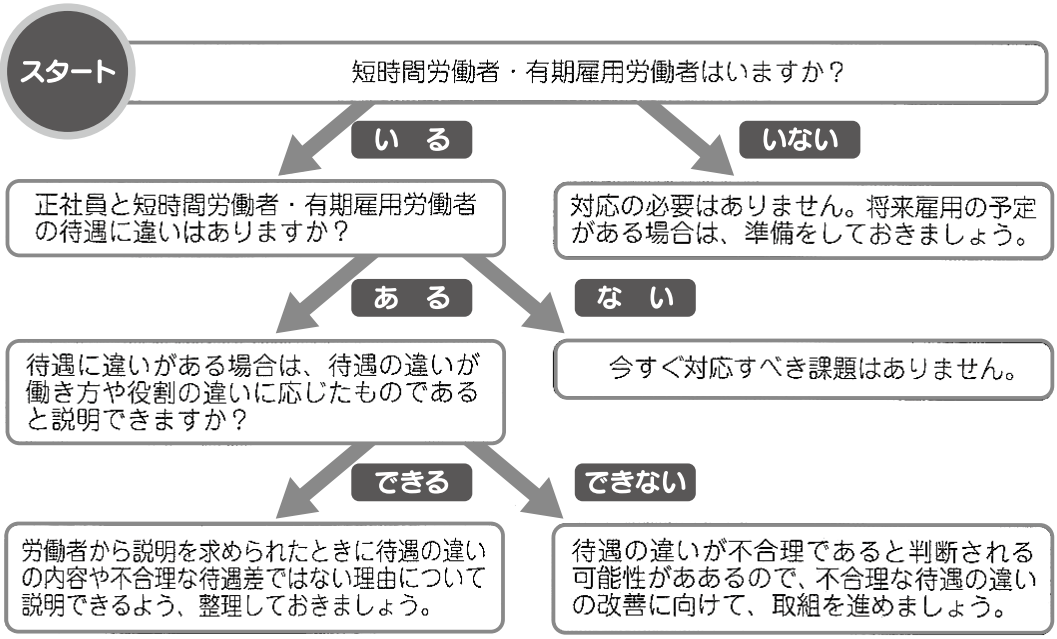
④待遇差がある場合、その差が「不合理ではない」ことを説明できるように整理する

事業主は、労働者の待遇の内容・待遇の決定に際して考慮した事項、正社員との待遇差の内容やその理由について、パートタイム労働者・有期雇用労働者から説明を求められた場合には説明することが義務付けられます。待遇差が「不合理ではない」と説明できるように整理しておきましょう。

⑤「不合理ではない」とは言いがたい待遇差は改善する

待遇差の改善のため、就業規則や賃金規定を見直すには、非正規雇用労働者を含む労働者との話し合いが必要になるため、時間がかかります。手当等の賃金を見直すことになった場合、原資をどうするかも検討しなければなりません。改善しないままにしておくと、大きなトラブルになってしまうことも考えられますので、計画的に改善に向けた取組を進めましょう。

また、「不合理ではない」と言える場合であっても、より望ましい雇用管理に向けて改善の必要はないか、検討することも重要です。



パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、取組の参考となる情報や制度の詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

参考 政府広報オンライン「中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日です！」
https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202004/2.html#a1

確定申告時の控除額改正のあらまし

1　青色申告特別控除が3段階に　10万・55万・65万

2020年分の確定申告から、青色申告特別控除が「10万円・55万円・65万円」の3段階に変更されます。2019年分までは「10万円･65万円」の2段階でしたが、この変更にともない、65万円の控除について、新しい要件（電子申告など）が追加されます。

	10万円控除	55万円控除	65万円控除
記　帳	単式簿記でOK	複式簿記	複式簿記
決算書	損益計算書の作成 貸借対照表は不要	損益計算書の作成 貸借対照表の作成	損益計算書の作成 貸借対照表の作成
新要件	新要件なし	新要件なし	電子申告 又は 電子帳簿保存を行う

※電子帳簿保存制度の適用をうけるには、帳簿の備え付けを開始する日の3ケ月前の日までに、申請書の提出が必要です。

2　基礎控除10万円引き上げ

2020年分の確定申告から、基礎控除の金額が10万円引き上げとなります。所得税の計算においては、38万円だった基礎控除額が**48万円**に増えるわけです。ただし、これまでのように全ての人が適用できるわけではなく、以下の所得制限が加わります。

合計所得金額	基礎控除額（所得額）
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円（控除なし）

3　配偶者控除・配偶者特別控除の所得要件緩和

(1)　配偶者控除

基礎控除の変更にともない「配偶者控除」などの所得要件が緩和されます。たとえば、配偶者控除を受けるには、従来は配偶者の年間合計所得が「38万円以下」であることが要件でした。しかし、2020年分以降は、その金額が「48万円以下」になります。

〔配偶者控除を受ける際の主な要件〕

① 控除を受ける納税者本人のその年における合計所得金額が1，000万円以下であること。

② 控除対象配偶者が、次の要件全てに当てはまること。

イ 民法の規定による配偶者であること(内縁関係の人は該当しません)。

ロ 控除を受ける人と生計を一にしていること。

ハ その年に青色申告者の事業専従者としての給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

ニ 年間の合計所得金額が48万円以下（令和元年分以前は38万円以下）であること。（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）

③ 配偶者が、配偶者特別控除を適用していないこと。

(2) 配偶者特別控除

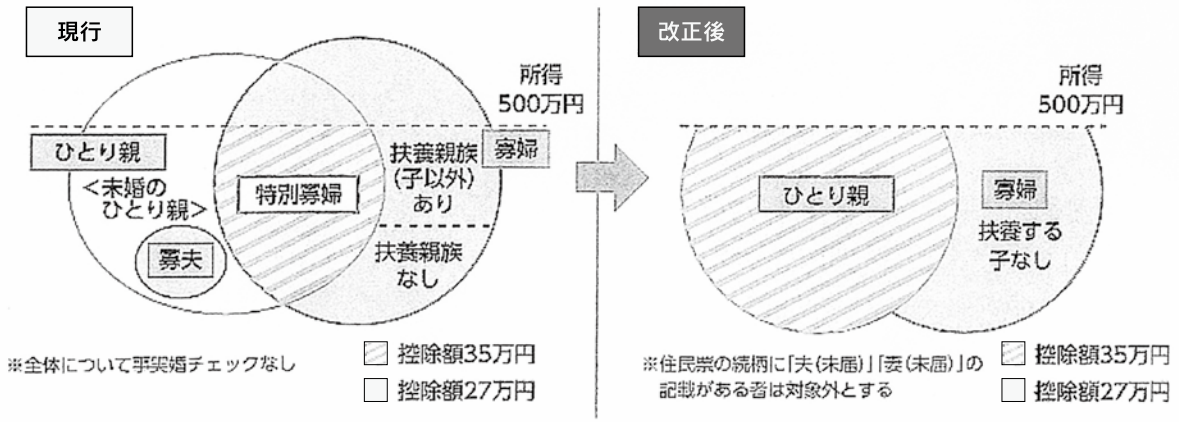
配偶者に48万円（令和元年分以前は38万円）を超える所得があるため配偶者控除の適用が受けられないときでも、配偶者の所得金額に応じて、一定の金額の所得控除が受けられる場合があります。これを配偶者特別控除といいます。

なお、配偶者特別控除は夫婦の間で互いに受けることはできません。

4 寡婦（夫）控除の見直し

2020年分から、寡婦（夫）控除が大きく変更されました。2019年分以前は、未婚のひとり親は控除の対象外でした。しかし、今回新たに「ひとり親控除」の制度が新設され、結婚歴や性別にかかわらず控除が受けられることになりました。

【全てのひとり親に同様の控除が適用されます】





上記の要件以外にも、細かい要件がございますので、国税庁もしくは高田税務署へご確認くださいますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症関連中小・小規模事業者向け支援策一覧

■ 令和3年度に新たに公募される各種支援策等を下記のとおりにまとめました。
■ 各種支援策には、下記に記載された内容以外に要件があります。申請の詳細は、各お問い合わせ先よりご確認下さい。　令和3年3月10日時点

給付金・助成金

新型コロナウィルス感染症の第3波の影響で売上が減少した

自社の従業員を休ませた

新潟県 NEW 新潟県事業継続支援金

○ **募集期間**
令和3年3月16日～5月31日

○ **対象者**
県内で飲食店またはカラオケ店を営む事業者

○ **支給条件**
①直近2ヶ月の売上高が連続して前年比20%以上減少
②食品衛生法の飲食業または喫茶店の許可を受けている。
③ガイドラインに基づいた感染防止対策を実施している。
④今後も引き続き事業を継続する

○ **支給額1事業者20万円**
（県内で複数店舗を経営する場合は40万円）

⇒ **最新情報は下記のホームページまたは上越商工会議所までお問い合わせください。**

新潟県ホームページ
新潟県事業継続支援金　検索

上越市 NEW 上越市事業者経営支援金

○ **募集期間**
令和3年3月3日～7月30日

○ **概要**
新型コロナの再度の感染者増加(第3波)の影響により、2020年11月～申請月の前々月まで毎月売上が減少している※1市内中小企業等へ、売上減少率等に応じた給付金が支給されます。
※1 2018年11月～の同月期間の売上高等と比較

○ **支援金額**
下記の表のとおり、売上減少率、減少月数、売上規模に応じて10万円～100万円　※支給は一事業者につき1回まで。

2018年11月～2019年4月の月平均売上等		1000万円超	500万円超1000万円以下	500万円以下
2020年11月～2021年4月の各月の売上と前年同期間の売上を比較	3か月連続△50%以上減少	100万円	50万円	30万円
	2か月連続△50%以上減少	50万円	25万円	20万円
	・3か月連続20%以上50%未満減少 ・2か月連続25%以上50%未満減少	25万円	12万5千円	10万円

○ **必要書類**　※白色申告事業者、公益法人等は比較方法が異なります。
・確定申告書または法人事業概況説明書の写し
・売上額の確認できる書類の写し
・本支援金を振り込む口座通帳の写し
・その他、定められた申請用紙等
⇒ **当補助金の該当の有無、支給金額の詳細は、上越市ホームページで公表されている「交付対象要件確認チェックシート(Excel)」でも確認が可能です。**

上越市産業政策課
025-526-5111
(内線:1727,1270,1211)
上越市事業者経営支援金　検索

期限延長 雇用調整助成金

・適用日
申請済み事業者も4/1まで遡れる
※再手続き不要

・1人1日8,330円から、**15,000円に引き上げ**

・助成率(中小企業)
10/10に引き上げ
※解雇をしない場合

・申請期限
緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長

ハローワーク上越
025-523-6121
部門コード31#

融資

小規模事業者経営改善資金制度融資（マル経融資）

※本融資制度のご利用は、小規模事業者に限ります。
・融資額　運転・設備資金合わせて2,000万円
・返済期間　運転資金:7年以内(据置期間1年以内)
　設備資金:10年以内(据置期間2年以内)
・基準金利　1.21%(R3.3.1現在)

※下記の売上減少条件①にあてはまる事業者は、「新型コロナウィルス対策マル経」に該当し、融資金利の引き下げ等の措置の対象になります。①にあてはまらない事業者の方も、②の当所の利子補給制度の対象になります。

①新型コロナウイルス対策マル経（コロナマル経）

・利用条件
最近1ヶ月の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が前年もしくは前々年同月比で5%以上減少
・基準金利から、借入当初3年間0.9%の引き下げ
・融資額
既存マル経とは別枠で最大1,000万円
・据置期間
運転資金3年以内/設備資金4年以内

②マル経融資に関わる利子補給

・利子補給(融資後1年間)
運転:基準利率△**0.4%分**
(うち当所0.4%補給)
設備:基準利率△**0.8%分**
（うち当所0.3%補給
上越市0.5%補給）
※ 令和3年3月末日推薦分まで

特別利子補給制度

左記「新型コロナウイルス対策マル経融資」の借入を受けた方に対し、さらに下記の条件にあてはまる事業者は追加で利子補給を受けることで当初3年間は実質的に無利子融資となります。
補給限度額:
融資限度額のうち6,000万円以下の部分
補給期間:
借入後3年目まで
補給方法:
公庫へ返済後、中小企業基盤整備機構より補給

個人	要件なし
法人	借入時前後の1ヶ月または6ヶ月の平均の売上が前年または前々年比で15%以上減少している。

上越商工会議所
025-525-1185

融資・利子補給

民間金融機関で新型コロナ対応資金を借りていて、かつ直近2ヶ月の売上高が連続して前年比20%以上減少している

新潟県 NEW 新潟県新型コロナウィルス対策事業継続応援金(第2弾)

・申請期間
令和3年2月22日～6月18日

○ **対象**
融資制度「新型コロナウィルス感染症対応資金」を3年を超えて借り入れている中小事業者

○ **支給要件**
直近2ヶ月の売上高が連続して前年比20%以上減少

○ **支給額**
融資4年目利子相当額

新潟県事業継続応援金センター
025-256-8619

設備投資・販路開拓

新型コロナウィルス感染予防のため改装工事を行いたい

上越市 上越市店舗等改装促進事業補助金 NEW (新型コロナウィルス対応型)

募集期間
令和3年3月3日(水)～7月30日(金)

○ 補助対象となる事業
新型コロナの感染予防を目的とした店舗の改装工事
・衛生環境の整備
・外気との換気の向上
・密集や接触の回避

○ 対象者等
・市内に居住する個人事業者または市内に本社のある法人
・補助対象工事は市内に本社のある個人事業主または法人事業者が改装工事を施行すること。
例:客間の間仕切り工事、ついたて設置工事、換気扇の新設・増設、換気機能付きエアコンの導入、トイレの様式化や自動化、アルコール消毒機器の設置等など
・補助上限額**20万円**
・補助率**10/10(費用の全額)**
※ 補助対象となる事業者や補助対象事業にはこの他に各種要件があります。詳細は下記よりご確認下さい。

上越市産業観光交流部産業政策課商業・中心市街地活性化推進室
025-526-5111(内線:1826,1827)
上越市店舗等改装促進事業補助金 検索

経営環境の変化を捉えた新たな取り組みを行いたい

上越市 NEW 上越市中小企業者チャレンジ応援事業補助金

受付締切
令和3年12月28日(火)(郵送:当日消印有効)
※予算額に達した時点で、募集を終了します。

○ 補助対象となる事業と条件
・事業継続のための新たな取り組み
・販路開拓のための新たな取り組み
・新商品・新サービスの開発

○ 補助対象経費(補助対象事業を始めるための初期費用例)

設備備品等購入費	新たな取組に必要な設備・備品の購入費、新製品開発に係る試作品原材料及び機械装置等購入費等
車両費	移動販売用の貨物自動車の購入、車両改造費等
委託費	ECサイトへの登録料、自社サイトの多言語化に係る外注費、M&Aに向けたリスク調査委託料等
専門家相談費	外部コンサルティング費用等
広報費	新たな取組のためのPRツール制作費や広告掲載費等

・補助上限額**100万円**
・補助率**3/4**

上越市産業観光交流部産業政策課上越ものづくり振興センター
025-522-2666
上越市中小企業者チャレンジ応援事業補助金 検索

販路開拓のために新たな取り組みを行いたい

国 NEW 小規模事業者持続化補助金(一般型)

受付締切
第5回 2021年 6月4日(金)
第6回 2021年10月1日(金)
第7回 2022年 2月4日(金)
(郵送:締切日当日消印有効)

○補助対象者
販路開拓のための新たな取組みを行う小規模事業者
※下記参照
○対象となる取組みの例:
・新たな顧客層の取り込みを目的としたチラシを作成し配布
・店舗の認知度向上を目的とした看板の設置
・新たな商品・ｻｰﾋﾞｽ提供のための3Dプリンターの導入
・新商品の試作や包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計デザイン
・業務効率化のためホームページの開設やネット販売システム、管理システムの導入など
※補助対象経費は条件や制約があります。
詳細は上越商工会議所へご相談下さい。
・補助上限額**50万円**
・補助率**2/3**

※小規模事業者の定義	
主たる事業として営む業種	常用従業員数
卸売業、小売業、飲食業、サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
医療業、製造業、建設業、運輸業、その他の業種	20人以下
企業組合、協業組	20人以下

アフターコロナを見据た新たなビジネスやサービスを展開したい

国 NEW 小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)

※令和3年4月頃～募集予定

○ 補助対象者
小規模事業者が**ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入などへの取組みに対し**支援します。

○ 補助対象となる例
・オンライン化の為のツール・システムの導入
・ECサイト構築費など
・ポストコロナ社会を見据えた対人接触機会の減少に資するビジネスモデルへの転換のため、飲食店が大部屋を個室にするための間仕切り設置を行い、予約制とするためのシステムを導入

・補助上限額**100万円**
・補助率**3/4**

※ 公募についての最新情報はHPよりご確認いただくか、上越商工会議所までお問い合わせください。

小規模事業者持続化補助金一般型
または低感染リスク型ビジネス枠
小規模事業者持続化補助金 検索

新潟県 NEW 新型コロナウィルス対応新事業チャレンジ支援事業

※令和3年4月頃～募集予定

○ 補助対象者
新型コロナウィルスによる社会経済活動の変化に対応するための前向きな取組みを行う県内中小企業など

○ 補助対象となる事業
・新たな商品・サービスの開発
・新たな販売・提供方法への転換等

○ 対象要件
申請前の直近6ヶ月うち、任意の3ヶ月の合計売上高がコロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少

○ 補助上限額**100万円**
下限額**13万円**
○ 補助率**2/3**

新潟県ホームページ
新型コロナウィルス対応新事業チャレンジ支援事業 検索

表彰

令和2年度「3R推進功労者等表彰・国土交通大臣賞」を受賞

【アイレック新潟株式会社】

昨秋、アイレック新潟株式会社（代表取締役　熊木繁雄氏／上越市黒井）は、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）に率先して取り組み、継続的な活動を通じて顕著な実績を挙げている企業などを表彰する「令和2年度3R推進功労者等表彰」（3R推進協議会主催）において、国土交通大臣賞を受賞しました。



同社は、建設工事や掘削工事に伴って排出される無機性汚泥に特殊固化材を添加し改質することで、再泥化しない100％再資源化製品「ユニ・ソイル」の製造・販売を行っています。同製品は、環境負荷がなく安全で再泥化しない特性を持ち、盛土材、埋戻し材、築堤材、防草材といった土木資材として利活用され、岩手県陸前高田市における東日本大震災復興工事では、土木資材の流通が滞る中、現場で「ユニ・ソイル」を製造し復興資材として提供するなど、その使用場面を様々に広げています。



また、陶芸家とのリサイクルコラボレーションにより「リサイクル材を活用した陶器」を製品化するなど、3Rの啓発や業界のイメージアップにも貢献しています。

今後も「ユニ・ソイル」関連事業はもとより、保有技術の活用や新たな技術開発への取り組みを継続していくことで、資源循環型社会の構築に貢献するとともに、環境保全と3Rの推進を通じて住みよい地域づくりを目指していくとしています。

表彰

「高年齢者雇用開発コンテスト・厚生労働大臣表彰特別賞」に選定

【株式会社新潟アパタイト】

厚生労働省と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が、高年齢者が働きやすい職場づくりの事例を募集する「令和2年度高年齢者雇用開発コンテスト」において、応募総数98の中から優秀企業28社が選定され、その中で、株式会社新潟アパタイト（代表取締役　小林勇一氏／上越市柿崎区）の取組が、厚生労働大臣表彰特別賞に選定されました。





同社は、全従業員の2割にあたる18人が60歳以上で、障害者雇用にも積極的に取組んでいるほか、精密ばね製品の組立・検査に対し、検査治具開発により、細かい部品選別の精度や生産性を落とすことなく高齢社員が作業できるようになるなど作業環境の改善に図っていることに加え、多様な勤務時間制度の導入、従業員の希望や健康状態の把握に努めるなど、個々の能力を存分に発揮できる職場づくりを行っています。

同社では今後も、年齢や障害の有無に関係なく、本人の意欲がある限り働き続けることができる職場づくりを従業員と一緒に考え、取組を進めていくとしています。

表彰

「日本生産性本部・日本経営品質賞」を受賞（新潟県初）

【日鉄工材株式会社】

日鉄工材株式会社（代表取締役社長　宮原光雄氏／上越市川原町）はこのほど新潟県の企業としては初めて、日本生産性本部経営品質協議会から、最高位である日本経営品質賞を受賞しました。

同社は、電気自動車やスマートフォン等に使用される電解銅箔の製造装置であるチタン製電着ドラムのトップメーカー。リーマンショック後の経営危機を乗り越え、社員が主人公の会社づくりと生産性の向上を両立させる取り組みを展開。

また顧客の成長戦略と同社の取り組みを親和させている点や、画期的な製品を生み出す「ベストマッチ製品開発と高生産性一貫管理」に取り組んでいることが高く評価されました。



受賞を受けて同社は、「これを励みとしてSDGs目標の実現に向けて社会に価値のある画期的な製品を創造していきたい」とコメントしています。

なお、日本経営品質賞は、顧客の視点から経営全体を見直し、自己革新を通じて新しい価値を創出し続ける「卓越した経営の仕組み」を有する企業表彰の制度として、1995年12月に日本生産性本部が創設した制度です。

The Members'

会員広場

掲載事業所を募集しています。会社をPRしてみませんか？（掲載無料）
上越商工会議所までお電話ください！
TEL.025-525-1185

株式会社ホシノ釣具店

〒942-0011：新潟県上越市港町1-23-15　TEL：025-543-0067　FAX：025-546-7069
HP：http://www.hoshinotsurigu.com/　メール：office@hoshinotsurigu.com

みなさんの釣りのお手伝い





いらっしゃいませ！こんにちは。株式会社ホシノ釣具店と申します。

当社は、今年で創業30周年を迎えることが出来ました。
社員一同【釣りを通じてみなさんが幸せになってほしい】というモットーを心掛けて、毎日楽しく仕事をさせていただいております。ありがとうございます。



当社では主に釣具の販売、釣り場・釣り船などの案内、釣り大会の開催などを行っております。
特にターゲットの魚にあわせた道具選びが大事ですので、お客様からご相談を受け、ご提案をさせていただいております。
またここ数年、お客様と一緒に釣行をする釣りイベントや講習会などもすぐに定員に達することが多く、皆様にはご好評いただいております。

今後も、ご来店いただけるお客様と心を通わせ、釣りの未来を一緒に歩んでいくパートナーとして、“寄り添える”“頼りになる”ホシノ釣具店を目指し、頑張りたいと思います。

また、個人、会社単位での船釣りイベントの企画、手配のお手伝いも致しますので、興味をお持ちの方は、お気軽に当社までご相談ください。

代表取締役社長　星野一さん

～コロナに負けない！～
会員企業の新たな取組み紹介

新型コロナウィルスの影響を受けながらも、補助金等を活用しながら、新たな取り組みを行う事業者をご紹介します。

株式会社 越後薬草

〒942-0055：上越市小猿屋73番地
TEL：025-544-3050　HP：https://echigoyakuso.co.jp/

上越市中小企業者チャレンジ応援事業補助金を活用

コロナ禍の新たな需要を取り込んだ新商品開発と、移動販売車の導入

弊社は、野草を主原料にした酵素商品を作っている健康食品の製造メーカーです。

令和2年1月に酒製造（スピリッツ）の許可認定を受けて、スピリッツとジンのお酒を作る事業も立ち上げました。今年で創業45年になります。

しかしお酒の製造が始まって間もなく、新型コロナウィルスの感染拡大によって予定していた販売が出来ないという事態に直面したり、これまで出店していたデパート等の出店も出来なくなったりして売上が大幅に減少してしまいました。同時に世の中ではアルコール消毒液が不足の時期と重なった時でした。



YASOアルコール70

今出来ることを模索している中、厚生労働省から高濃度のエタノール製品が消毒用エタノールの代替品として手指消毒に使用できるとの発表を受けて直ぐに商品化に取り掛かりました。完成した「YASOアルコール70」の商品でWEB販売を開始しました。これは社会の需要に応える為でした。しばらくして「おうち時間」の需要に対応するためWEB販売の中で、お酒が飲めない人のために、クラフトコーラやハーブティーの販売を始めました。お陰で少しづつですが、弊社を知ってもらうお客様も増えてくるようになりました。そして、今後を見据えて移動販売車を導入致しました。屋外で人が集まるスペースに商品を出店する事により、売上が伸びる効果に取り組もうとしているためです。これから春を迎え、弊社の「YASO移動販売車」を見かけた折には気軽に声を掛けて下されば嬉しいです。これらの取り組みは上越市チャレンジ応援事業補助金を活用させて頂きました。まだまだ止まないコロナ禍の中ですが、地元の野草原料を沢山使って地元愛をもって新潟上越から地道な営業を今後も進めて参りたいと考えております。



YASO移動販売車


80"YASO"コーラ

大同紙器工業 株式会社

〒943-0175：上越市大日265-1
TEL：025-523-3009　HP：http://didobox.co.jp/

上越市中小企業者チャレンジ応援事業補助金を活用

持続的開発が可能な素材を活かした新たなチャレンジ

当社は、1969年に段ボール製品の製造工場を新設し、事業を始め、1971年に法人化し、今期で50周年の節目を迎える事が出来ました。段ボール業界の2021年需要予測は前年比101.4%となっておりますが、当社は、昨年からの新型コロナウィルスの影響で、多業種にわたり段ボールの出荷量が著しく低下し、新たな取り組みを迫られる局面となっております。以前より段ボール模型推進事業の企画立案を検討しておりましたが、【上越市中小企業者チャレンジ応援事業補助金】の活用で、新たなオリジナル製品を手掛ける機会を得る事が出来ました。



大塚　忍　代表取締役と実物の「ダンMoke」。白地の模型には、子どもたちの創造性を育みたいという想いが込められている。



環境にも配慮した段ボール製模型「ダンMoke」

今回制作した製品は、【ダンMoke　ヘリコプター】となります。段ボールは持続的開発が可能な素材で知られており、環境にも配慮した素材で、そのリサイクル環境も学べるように工夫をしました。

コロナ渦において、人の動きや活動が制限されておりますが、この事業は地域の子どもたちの安全を見据えた「おうち時間」の在り方を考える良い機会になればと感じています。

この製品は白地の段ボール模型なので、想いのままに色を塗り、個性あふれる模型に仕上がる事を願っています。また、これを皮切りに、次なるダンMokeを模索するチャンスを頂いた事に感謝を致します。

青年部便り

50歳までの経営者、後継者の皆様、人脈を広げて一緒に地域を活性化しませんか？

上越商工会議所「青年部」は、いろんな業種・職種、年齢の男女が集まる会員数130名の団体です。 みんな、会社の経営者や後継者や幹部で、私達のふるさと上越市について、ときに熱く語り合ったりしてます。 青年部には「4つの委員会」と「越後謙信きき酒マラソン実行委員会」があり、それぞれ委員会活動を通じ、上越市の今と未来のことを考えています。

その中で多くの仲間と知り合い、将来の上越市の経済界を担うリーダー同士の繋がりがきっとできます。 その仲間は必ず皆さんのかけがえのない財産になるはずです！

皆さんの入会をお待ちしております！

年会費 1万円　**申込方法** 下記HPから、または上越商工会議所までご連絡下さい
http://www.joetsu-yeg.net/

フォトレポート

Photo Report

新春講演会



1月29日、新春講演会を市民交流施設　高田城址公園オーレンプラザにて開催した。

今回の講演会は、コロナ過の状況を踏まえ、例年開催している「新春会員交流会」を開催形式を変更して開催したもので、感染拡大防止に配慮して出席者も会員限定とした。

ジャーナリストの長谷川幸洋氏を講師に迎え、「コロナ後の世界と日本を展望する」と題して講演いただいた。

講演会終了後には、地元宴会場の需要喚起につなげるため用意した「新春折詰」を出席者よりお持ち帰りいただいた。



新たな販路開拓に向け食の商談会への参加を支援

●「うまし逸品商談会」に参加

1月22日（金）、首都圏の食品関連事業者のバイヤーと上越地域（上越・糸魚川・新井）の小規模事業者によるオンライン個別商談会が上越商工会議所にて開催された。

この商談会については、首都圏のバイヤーを上越に招聘して、地元事業者と対面形式で商談を行う予定であったが、新型コロナウィルス感染症拡大による首都圏の緊急事態宣言発令を受け、ZOOMを活用したオンライン形式による個別商談会に変更しての開催となった。

当所会員企業5社が商談に挑み、慣れないオンラインによる商談ということであったが、各事業者ともに画面越しの相手に対して商品説明やコミュニケーションをとり、商品のアピールポイント等を伝えていた。

参加した事業者からは「これからは新しい生活様式に対応した販路開拓が必要であり、その機会として良い経験となった」との声が聞かれた。



新潟伊勢丹「NIIGATA越品」への出展支援

●4社が上越特集ウイーク「上越の良いモノがたり」に出展

2月3日（水）～9日（火）にかけて、新潟伊勢丹（新潟市）にて「NIIGATA越品～上越の良いモノがたり～」が開催され、上越市内の商工会地区の事業者を含め計14社が出展した（当所管内事業者4社出展）。

「NIIGATA越品」は2016年3月から、㈱新潟三越伊勢丹が新潟の地域価値向上に取り組むブランドプロジェクトであり、今回は、上越地域の事業者の商品に焦点をあてた店頭プロモーション期間として開催された。

期間中、出展事業者は、訪れた買い物客を相手に一品一品丁寧に商品の説明や魅力を伝えながら販売を行っており、買い物客からの様々な反応を通して自社商品の魅力を再認識し、今後の販路開拓に向けての足掛かりを得ている様子であった。

当所としては今後も「NIIGATA越品」等の各種催しや商談会等を通じた小規模事業者の販路開拓支援を行っていく。



Information

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和3年4月15日(木)まで延長となりました。



各種申告期限の延長に伴い、申告所得税及び個人事業者の所得税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、下記のとおり延長となりました。

申告期限・納付期限

税　目	当　初	延長後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	
贈与税	令和3年3月15日(月)	

振　替　日

税　目	当　初	延長後
申告所得税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

新会員紹介コーナー

<令和2年12月21日～令和3年2月28日入会>
ご入会いただき、ありがとうございました。

事業所名	所在地	事業内容(品目)
㈱コネクタス	上越市大貫3	コンサルティング業(販売促進ほか)
くさま映像制作	上越市大豆1	カメラマン
ほっともっと上越教育大学前店	上越市大学前	弁当製造・販売
上越大和整体院	上越市大和3	整体業
共栄建設工業㈱	上越市中通町	土木工事業
Lily	上越市中央5	飲食業
㈱エスコート	上越市東城町2	建設、不動産
㈱ラクト	上越市東中島	遊具の点検、修繕、設置

募　集

新入会員を募集しています

【皆様のお知り合いをぜひご紹介ください】

お問合せ
総務課会員サービス係
TEL 025-525-1185



コロナ禍での福利厚生は　通販＆マイクロツーリズムで



ご自宅でもレストランの味を楽しめるよう通販サイトを開設しました。
営業や福利厚生にもお役立てください。
今は遠くへの旅行より、より地元を知る旅行に注目が集まっています。ワイナリーツアーで「日本ワインブドウの父」川上善兵衛の偉業を学び、レストランで地産地消のお食事をお楽しみください。

ワイナリーレストラン金石の音/株シャトー・イグレック
〒943-0412　上越市北方1223　㈱岩の原葡萄園内
TEL 025-520-9002　FAX 025-520-9002
https://www.iwanohara.sgn.ne.jp/

楽天市場 出店中 Rakuten 金石の音 検索

掲載事業所募集中!
会員事業所限定で年1回、無料で掲載いたします。上越商工会議所　総務課までお申込みください。

2021年度 日本商工会議所検定試験のお知らせ

日本商工会議所検定

検定名	受験料		試験日			申込受付期間
そろばん（珠算） 段　位 能力検定試験	暗算 1～6級	910円	第222回	暗算（1～6級） 珠算（1～6級）	6月27日（日）	5月10日（月）～5月26日（水）
	珠算1級	2,340円	第132回	段位		
	珠算2級	1,730円	第223回	暗算（1～6級） 珠算（1～6級）	10月24日（日）	9月6日（月）～9月22日（水）
	珠算3級	1,530円	第133回	段位		
	珠算 4～6級	1,020円	第224回	暗算（1～6級） 珠算（1～6級）	2022年 2月13日（日）	12月20日（月）～ 2022年1月12日（水）
	段位	2,950円 （珠算のみ2,550円）	第134回	段位		
簿　記 検定試験	1級	7,850円	第158回	1～3級	6月13日（日）	4月26日（月）～5月14日（金） ［ネット申込締切日　5月13日（木）］
	2級	4,720円	第159回	1～3級	11月21日（日）	10月5日（火）～10月22日（月） ［ネット申込締切日　10月19日（金）］
	3級	2,850円	第160回	2・3級	2022年2月27日（日）	2022年1月11日（火）～1月28日（金） ［ネット申込締切日　1月27日（木）］
	初級	2,200円	※詳細は下記会場にお問い合わせください。			※詳細は試験会場にお問い合わせください。
★日商・PC検定 （一分野につき文書作成・データ活用プレゼン資料作成） ※Basicはプレゼン資料作成はありません	1級	10,480円	1級	10月3日（日） 2022年2月20日（日）		試験日の5日前
	2級	7,330円	2・3級	●試験会場 アルプスビジネスクリエーション 上越オフィス TEL. 025-527-5611		受験希望日の10日前
	3級	5,240円				
	Basic	4,200円		●試験会場 上越人材ハイスクール TEL. 025-523-2690		※詳細は試験会場へお問い合わせください。

■当所総務課へお申し込みください。

上越商工会議所　総務課　**TEL.025-525-1185**

※土日・祝日・年末年始を除く 9:00～17:00
※お電話・電子メールによるお申し込みは受け付けておりません。
※ネット申込受付は、簿記検定試験のみ。
（受付期間をご確認ください。）

■簿記初級お問い合わせ先

上越人材ハイスクール

TEL.025-523-2690

（ネット試験会場）

日本商工会議所検定が変わります！

簿記検定

《ネット試験導入》

申込をした試験日時、会場で受験することができます。



《団体試験（出前方式）導入（2021年7月より）》

事業所、教育機関を対象に実施します。（受験者 20 名以上が条件）
受験料、試験時間、合格基準は統一試験、ネット試験と同様となります。

《ペーパー試験（統一試験）》　※現行の６月、11 月、２月施行の試験

試験の施行は、年三回で現状と同様ですが、試験時間が３級は 90 分→60 分、
２級は 120 分→90 分にそれぞれ変更となります。

リテールマーケティング（販売士）検定

《ネット試験化》

2021 年度より１～３級すべてを「ネット試験方式」で随時施行いたします。
商工会議所が認定したネット試験会場において、会場が定めた試験日時（随時）に、
試験問題の出題・解答・採点・合否判定までを会場に設置されているパソコン上で行います。
７月からの施行に向けて準備をすすめています。

詳細は、上越商工会議所、総務課までお問い合わせください。　TEL.025-525-1185

東京商工会議所検定試験のご案内

東京商工会議所の検定試験（東商検定）は、2021年度 IBT試験（インターネット経由での試験）に変わります。

東商検定は、ビジネスの現場で役立つ点が評価され、企業や学校で
人材育成ツールとして活用されています。
IBT試験に変わることで、更に受験しやすくなった東商検定を、
従業員のスキルアップにぜひ活用ください。



IBT試験の3つのポイント

1. 受験日時が選べる！ 平日や業務時間内でも受験できる（土日祝日も可）

2. 即時採点ですぐに合否が分かる！ 次のステップアップへすぐに取り組める

3. 自宅や会社で受験できる！ 時間を効率的に使える



概要

【対象】

○カラーコーディネーター検定　アドバンスクラス・スタンダードクラス
○ビジネス実務法務検定　2・3級（※）
○福祉住環境コーディネーター検定　2・3級（※）
○BATIC（国際会計検定）
○環境社会検定（eco検定）
○ビジネスマネジャー検定

※ビジネス実務法務検定1級、福祉住環境コーディネーター検定1級については、2021年度は、これまでどおり会場集合型のペーパー試験で実施となります。

【受験期間（予定）】

○各検定1年に2シーズン制（おおよそ6月～7月、11月～12月）
○受験は各検定・各級につき1シーズン1回限り

【使用機器（受験者ご本人に準備いただきます）】

○インターネットに接続されたコンピュータ（PC）
○コンピュータの内部カメラまたはwebカメラ
○コンピュータの内部または外部のマイクとスピーカー

【受験環境（受験できる場所）】

○プライバシーが配慮された環境であれば、どこでも可能
（公共スペースは不可）

■詳細・お問合せ

東京商工会議所 検定センター
TEL.(03)3989-0777
土日・祝日・年末年始を除く10:00～18:00

https://www.kentei.org/

高田城址公園観桜会

Information

令和3年度「第96回高田城址公園観桜会」を4月1日より高田城址公園にて開催いたします。
昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大により、規模を大幅に縮小して開催しましたが、今年はどうやったら開催できるか、主催団体である上越市並びに上越観光コンベンション協会と知恵を出し合いながら、十分な感染防止対策を施したうえで実施します。
ただし、例年のように県外から大勢お越し頂くのではなく、上越市民や新潟県民から「桜の見事な景観」や「高田城址としての風情」をお楽しみ頂きたいと思います。



● 会期　令和3年4月1日（木）～15日（木）の15日間

● 会場　高田城址公園

◆詳細は、上越観光コンベンション協会HPをご覧ください◆

～観光列車「雪月花」と「ろくもん」～ 2年ぶりの相互乗入れを行います

Information

上越市と上田市が姉妹都市提携を結んでいることや、上越・上田・甲府の三商工会議所が「三国同盟」を結んでいることを踏まえ、新潟県を走る「えちごトキめき鉄道の雪月花」と長野県を走る「しなの鉄道のろくもん」2大観光列車の相互乗入れが、2年ぶりに行われます！
今年は、4月9日に雪月花が往路として高田駅から上田駅へ、復路として上田駅から高田駅へ運行し、4月10日にはろくもんが往路として上田駅から直江津駅へ、復路として高田駅から上田駅へ運行します。桜の城・高田と真田の城・上田をつなぐ春の旅、皆様のご乗車をお待ちしております。
当所では、乗車された観光客のお出迎え等を行い、更なる地域振興に繋がるよう努めて参ります。





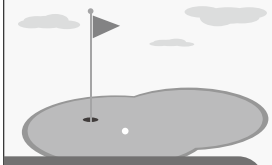
雪月花　①4月9日(金) ちくまコース（10:07分高田駅発→13:07分上田駅着）
②4月9日(金) さくらコース（14:31分上田駅発→17:02分高田駅着）

ろくもん　③4月10日(土) 往路便（10:37上田駅発→13:18高田駅着→13:33直江津駅着）
④4月10日(土) 復路便（14:24高田駅発→17:07上田駅着）

◆詳細は各社HP等でご確認下さい◆
雪月花　https://www.echigo-tokimeki.co.jp/setsugekka/
ろくもん　https://www.shinanorailway.co.jp/rokumon/

第11回会頭杯争奪 会員親睦ゴルフ大会について

Information



11回目となります会頭杯争奪会員親睦ゴルフ大会について、
参加者の安全を最優先とし、感染防止対策を徹底し、開催をする予定です。



開催予定日　**令和3年6月9日（水）**

会　　場　**米山水源カントリークラブ**

なお、新型コロナウイルスの感染状況により、延期または中止となる場合もありますのでお含みおきください。
詳細が決定した後、改めてご案内をさせていただきます。

新型コロナウィルスに関するリスクも補償します

Information

業務災害補償プラン



多様化・複雑化の傾向にある「労災事故」から会社も従業員もお守りします。

- 政府労災で認定された業務・通勤による精神障害、自殺、ケガを補償
- 政府労災で認定された業務・通勤による脳・心疾患や新型コロナウイルスなどの疾病を補償

ビジネス総合保険制度



事業活動における賠償リスク、災害による事業休業リスク、財物損壊リスクを総合的に補償します。

- 賠償責任（PL、リコール、情報漏えい、サイバー、施設・事業遂行等）リスクを総合的に補償
- 保健所指示による新型コロナウイルスの消毒費用および消毒に伴う営業休止にかかる損失を補償

休業補償プラン



経営者本人とその従業員が、病気やケガで働けなくなった場合に、収入の減少部分を補います。

- 入院中のみならず、自宅療養期間中の就業不能も補償
- 就業外での病気（新型コロナウイルス・新型インフルエンザ含む）・ケガまで補償

制度運営　日本商工会議所　https://hoken.jcci.or.jp

お問い合わせ先　上越商工会議所（担当者：寄木）
〒943-8502 新潟県上越市新光町1-10-20　TEL:025-525-1185　FAX:025-522-0171　e-mail:jocci@joetsu.ne.jp　HP:http://jocci.jp

引受損害保険会社　東京海上日動火災保険株式会社　損害保険ジャパン株式会社　三井住友海上火災保険株式会社　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

アクサ生命

病気やケガに一生涯備えたい方も、特にガンが心配な方も、
必要な保障にあわせて保険をお選びいただけます。

あなたのため、
大切な人のために。



AXA-A1-1903-0444/9F7

アクサの医療保険シリーズ

短期入院や通院、最新の医療事情に対応した一生涯の医療保険
医療治療保険（無解約払いもどし金型）

持病のある方や、過去に入院・手術をされた方へ
アクサの一生保障の医療保険 スマート・ケア with You
限定告知型終身医療保険
（無解約払戻金型）

変化するさまざまなガン治療に備えたい方へ
アクサの治療保障のがん保険 マイ・セラピー
ガン治療保険
（無解約払いもどし金型）

アクサの一生保障の医療保険 スマート・ケア ＋

高額になりがちな先進医療に備えたい方は、先進医療の特約をプラスできます。
先進医療 まるごとサポート
先進医療給付特約(12)　限定告知型先進医療給付特約　ガン先進医療給付特約(12)
給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

●お引受けには所定の条件があります。本掲載商品をご検討の際には「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ（弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など）を共済制度／福祉制度でサポートしています。

アクサ生命保険株式会社　新潟支社　上越営業所
〒943-0804　上越市新光町1-10-20　上越商工会議所会館2F　TEL:025-525-9738

商工じょうえつ さくら Vol.257

【発行】上越商工会議所（2021年3月20日発行）
〒943-8502 新潟県上越市新光町1-10-20　TEL.025-525-1185 FAX.025-522-0171
[E-mail] jocci@joetsu.ne.jp　[URL] http://www.jocci.jp/